

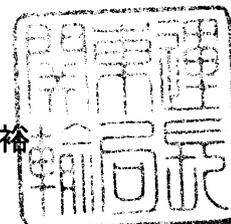


関自旅二第1134号
平成19年11月2日

社団法人東京都個人タクシー協会
会長 原 勇 殿



関東運輸局長 安原敬裕



タクシー運賃・料金の変更に伴う改定運賃の実施方について

東京特別区・武三地区にかかるタクシー運賃・料金の改定については、平成19年11月2日付けで認可したところであるが、その実施にあたっては下記により行うよう傘下会員に周知徹底を図られたい。

なお、財団法人東京タクシーセンターに対して、別紙のとおり指示したので了解されたい。

記

1. 新運賃・料金の実施方法について

- (1) 新運賃・料金は、新運賃・料金実施日の午前5時以降に出庫する車両から適用すること。
- (2) 高速自動車国道及び自動車専用道路における運賃メーター器の取扱いについては、それぞれの入り口において運賃メーター器を「高速」の位置に操作し、出口において「賃走（深夜・早朝にあつては割増）」に切り換えること。
ただし、「高速道路走行専用距離積算機能」の無い運賃メーター器にあつては、従前と同様に行うこと。
- (3) 旅客の申し込みにより迎車回送する場合は、運賃メーター器を「迎車」の位置に操作すること。
- (4) 迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合は、旅客にその旨を連絡し、車両の前面外側から明瞭に識別できる「予約車」の表示をするとともに、5分経過後に運賃メーター器を「賃走

(深夜・早朝にあっては割増)」に操作すること。また、運送の途中において、旅客の都合により待機させる場合にあっては、「予約車」の表示をすること。

- (5) 旅客が指示した目的地に到着したときは、停車後直ちに運賃メーター器を「支払」の位置に操作すること。
- (6) その他、制度の適用上の注意については、従来と同様に行うこと。

2. 利用者に対する周知徹底について

- (1) 新運賃・料金の内容について、新聞、ホームページ等に掲載する等利用者への周知を図ること。
- (2) 新運賃・料金の内容を記載したリーフレット等を利用者に配布すること。
- (3) タクシー乗り場等に立看板を掲出し、新運賃・料金の実施について周知徹底を図ること。
- (4) 特に迎車回送料金について、利用者に制度の内容及び適用方法等の周知徹底を図ること。
- (5) 深夜・早朝の割増時間帯について、利用者に、23時から5時までが22時から5時までに変更されたこと及び割増率の変更されたことの周知徹底を図ること。

3. 表示等について

新運賃・料金の実施日には、次の事項を車両に表示し又は掲出したうえで出庫すること。

(1) 車外の表示

車両後部ドアの三角窓又は相当の位置に、当該車両の初乗距離・初乗運賃額を示すステッカーを貼付すること。

(2) 車内の掲示等

運転者席後部等に、新運賃・料金の内容を和文及び英文で掲出すること。

4. トラブル防止のための街頭指導等について

- (1) 新運賃・料金による旅客とのトラブル、違法行為等を防止するため、街頭指導を強化し、苦情処理への対応に万全を期すること。

5. 運賃・料金の割引について

障害者割引及び遠距離割引は、運賃・料金の支払時における運賃メーター

器表示額、又は「外付け運賃・料金ユニット」を装着している車両にあっては、「外付け運賃・料金ユニット」により割引を行うこと。

また、障害者割引については、平成19年9月19日付け関自旅二第846号の「タクシーの障害者割引の適用時の取扱いについて」を事業者に徹底すること。

6. 輸送実績等の報告について

運賃メーター器の切換等が完了するまでの間、運賃メーター器の切換状況等について前日までの切換済み数及び未切換数を翌日の10時（翌日が休日の場合はその翌日）までに東京運輸支局長あて速やかに報告すること。

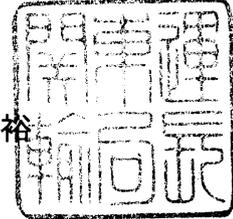


関自旅二第1137号
平成19年11月2日



社団法人東京都個人タクシー協会
会長 原 勇 殿

関東運輸局長 安原敬裕



タクシー運賃・料金の変更に伴う改定運賃の実施方について

東京多摩地区にかかるタクシー運賃・料金の改定については、平成19年11月2日付けで認可したところであるが、その実施にあたっては下記により行うよう傘下会員に周知徹底を図られたい。

記

1. 新運賃・料金の実施方法について

- (1) 新運賃・料金は、新運賃・料金実施日の午前5時以降に出庫する車両から適用すること。
- (2) 高速自動車国道及び自動車専用道路における運賃メーター器の取扱いについては、それぞれの入り口において運賃メーター器を「高速」の位置に操作し、出口において「賃走（深夜・早朝にあつては割増）」に切り換えること。
ただし、「高速道路走行専用距離積算機能」の無い運賃メーター器にあつては、従前と同様に行うこと。
- (3) 旅客の申し込みにより迎車回送する場合は、運賃メーター器を「迎車」の位置に操作すること。
- (4) 迎車回送して旅客の指定した場所に到着後、旅客の都合により車両を待機させる場合は、旅客にその旨を連絡し、車両の前面外側から明瞭に識別できる「予約車」の表示をするとともに、5分経過後に運賃メーター器を「賃走（深夜・早朝にあつては割増）」に操作すること。また、運送の途中において、旅客の都合により待機させる場合にあつても、「予約車」の表示をすること。

- (5) 旅客が指示した目的地に到着したときは、停車後直ちに運賃メーター器を「支払」の位置に操作すること。
- (6) その他、制度の適用上の注意については、従来と同様に行うこと。

2. 利用者に対する周知徹底について

- (1) 新運賃・料金の内容について、新聞、ホームページ等に掲載する等利用者への周知を図ること。
- (2) 新運賃・料金の内容を記載したリーフレット等を利用者に配布すること。
- (3) タクシー乗り場等に立看板を掲出し、新運賃・料金の実施について周知徹底を図ること。
- (4) 特に迎車回送料金について、利用者に制度の内容及び適用方法等の周知徹底を図ること。
- (5) 深夜・早朝の割増時間帯について、利用者に、23時から5時までが22時から5時までに変更されたこと及び割増率が変更されたことの周知徹底を図ること。

3. 表示等について

新運賃・料金の実施日には、次の事項を車両に表示し又は掲出したうえで出庫すること。

(1) 車外の表示

車両後部ドアの三角窓又は相当の位置に、当該車両の初乗距離・初乗運賃額を示すステッカーを貼付すること。

(2) 車内の掲示等

運転者席後部等に、新運賃・料金の内容を和文及び英文で掲出すること。

4. トラブル防止のための街頭指導等について

- (1) 新運賃・料金による旅客とのトラブル、違法行為等を防止するため、街頭指導を強化し、苦情処理への対応に万全を期すること。

5. 運賃・料金の割引について

障害者割引及び遠距離割引は、運賃・料金の支払時における運賃メーター器表示額、又は「外付け運賃・料金ユニット」を装着している車両にあっては、「外付け運賃・料金ユニット」により割引を行うこと。

また、障害者割引については、平成19年9月19日付け関自旅二第84

6号の「タクシーの障害者割引の適用時の取扱いについて」を事業者に徹底すること。

6. 輸送実績等の報告について

運賃メーター器の切換等が完了するまでの間、運賃メーター器の切換状況等について前日までの切換済み数及び未切換数を翌日の10時（翌日が休日の場合はその翌日）までに東京運輸支局長あて速やかに報告すること。



事 務 連 絡
平成19年11月29日

社団法人

東京都個人タクシー協会

会長 原 勇 殿

関東運輸局

自動車交通部旅客第二課長

東京都特別武三地区に配置するタクシーの迎車回送時の取扱いについて

標記について、「タクシー運賃・料金の変更に伴う改定運賃の実施方について」(平成19年11月2日付け関自旅二第1134号)1.(4)により具体的に指示したところであるが、表示事項については当分の間、下記により取り扱うこととしたので了知されるとともに、本取扱いについて、傘下会員に対して周知徹底されたい。

記

1. 予約車の表示が、運賃メーター器を賃走に操作した時のみ表示される機能を有している車内表示装置にあつては、1.(4)本文中「車両の前面外側から明瞭に識別できる「予約車」の表示をするとともに、5分経過後に運賃メーター器を「賃走(深夜・早朝にあつては割増)」に操作する。」を「5分経過後に運賃メーター器を「賃走(深夜・早朝にあつては割増)」に操作するとともに、「予約車」表示をすること。」とすることができる。
2. 事業者及び事業者団体は、車内表示装置の改造又は交換等について、できるだけ早い対応を図ること。